

平成21年度

(平成21年11月～平成22年3月)

エコアクション21

環境活動レポート



平成22年4月17日

株式会社 原商店

## ごあいさつ

弊社は昭和 44 年に金属スクラップのリサイクルを目的に創業しました。この年は日本の高度経済成長の末期に当たり、経済成長率は 12.0%を記録。「全共闘闘争」により東大入試が中止となるなど「戦後最もエキサイティングな 1 年」と述懐されることになる年でした。当時の「環境問題」は「公害問題」－生産効率優先の意図的環境汚染－でした。

昭和 45 年、日本の高度経済成長とともに悪化していった公害問題の抜本的解決へ向けた「公害国会」が開催され、環境諸法の整備や『廃棄物処理法』（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が制定され、「産業廃棄物」の概念が初めて導入されました。

弊社は昭和 47 年に有限会社原商店として法人組織化するとともに、事業としての産業廃棄物処理業の将来性に刮目し、産業廃棄物処理業の許可申請をしました。弊社の全国統一番号は 000289 であり、先見の明だけはあったようです。その後の数次にわたる環境諸法改正により「意図的環境汚染」は一定の解決を見ました。～東京湾の海中に泳ぐ魚を観察することができるまでになっています～ また、弊社は平成 6 年 12 月、吹上工業団地に廃棄物中間処理工場を設置し、スクラップリサイクルのノウハウを活用し、廃棄物の適正処理とリサイクルに努めてまいりました。当時は産業廃棄物の最終処分場の枯渇－立地の困難化－が焦点であり、最終処分場を持たない埼玉県では産業廃棄物の中間処理による減量化が時代的要請でした。その後、原料系のノウハウを活用し、鋳物砂のセメント製造への活用など（月間 400t の取扱量）リサイクルの先駆けとなる事業を展開しました。

廃棄物中間処理工場の設置から早や 15 年、日本の経済構造は「失われた 10 年」と云われるバブル崩壊と生産工場の海外移転を経験し、様変わりしています。また、少子高齢化、総需要の不足などかつて経験したことのない局面へ突入しています。廃棄物処理業に求められるものも、多量に排出される廃棄物の適正処理から、発生抑制と有効利用・リサイクルへと高度化しています。

環境問題は新たなステージ～地球温暖化など、非意図的環境汚染～に至り、新たなソリューションが求められています。弊社は「エコアクション 21」を活用することで、混迷する経済環境に対処し、事業経営の指針を得、時代の要請に応じていく所存です。

なお、今回エコアクション 21 に基づく経営管理システムを構築し、運用を始めてから未だ数カ月ではありますが、本レポートをとりまとめましたので、ご報告します。

平成 22 年 4 月 13 日

株式会社原商店  
代表取締役 原 功

## 目次

1. 環境方針	1
2. 登録事業者の概要	2
(1) 事業者名及び代表者名	2
(2) 本社所在地	2
(3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先	2
(4) 事業内容	2
(5) 事業の規模	2
(6) 法人設立年月日	2
(7) 資本金	2
(8) エコアクション 21 実施体制・役割責任権限表	3～4
(9) 許可の内容	4～5
(10) 施設等状況	6
(11) 処理料金	6
処理フロー図	7
3. 環境目標とその実績	8
4. 本年度の環境目標・活動計画と評価	9
5. 環境関連法規制等の遵守状況	10
6. 社長による見直し結果	11

# 環 境 方 針

弊社の業務の中核である産業廃棄物処理は転換期を迎えている。廃棄物の適正処理から廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化(3R)に時代の要請が変化する中で、環境経営——顧客・市民が何を考え何を求めているのかを知ること——の重要性が高まっている。

環境に関わる事業者としてこの環境方針を定め、環境経営に努めます。

1. 法令を遵守し信頼される企業となります。
2. 委託された廃棄物のリサイクルを推進し時代の要請に応えます。
3. 処理機材の適切な選択、収集運搬経路の最適化を図り省エネルギーに努めます。
4. 地域と共生し環境コミュニケーションを図ります。

平成 21 年 11 月 7 日

株 式 会 社 原 商 店

代 表 取 締 役 原 功

## 2. 登録事業者の概要

(1) 事業者名及び代表者名

株式会社原商店

代表取締役 原 功

(2) 本社所在地

〒369-0131 埼玉県鴻巣市袋 1113 番地 1

(吹上工業団地内)

(3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 飯田徹也

担当者（環境事務局）岡崎千秋

連絡先 電話：048-548-2469（代）

FAX：048-548-5762

Mail: ihara@ps.ksky.ne.jp

(4) 事業内容(認証・登録の範囲)

廃棄物処分業及び収集運搬業、並びに金属くず商

(5) 事業の規模

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
処分量(3 月末)	3,747.00t	3,114.07t	1,908.18t
収集運搬量(3 月)	3,127.87t	3,098.21t	2,674.09t
売上高(7 月末)	305 百万円	229 百万円	176 百万円
従業員	13 人	13 人	13 人

① 産業廃棄物中間処理工場：埼玉県鴻巣市袋 1113 番地 1 及び 1113 番地 3  
敷地面積：2,525.33 m<sup>2</sup>（事業場）+ 520.77 m<sup>2</sup>（周縁緑地）= 3,046.10 m<sup>2</sup>  
延べ床面積：659.58 m<sup>2</sup>

②第 2 工場(金属倉庫)：埼玉県鴻巣市袋 1081 番地 1

敷地面積：990.24 m<sup>2</sup>

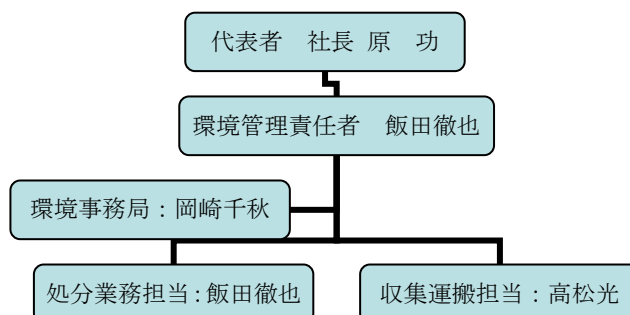
延べ床面積：455.00 m<sup>2</sup>

(6) 法人設立年月日

昭和 47 年 8 月 1 日（創業：昭和 44 年 7 月 1 日）

(7) 資本金 10,000,000 円

(8) エコアクション 21 実施体制・役割責任権限表



担当者	役割・責任・権限
代表者(社長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境経営に関する統括責任</li> <li>・環境経営システムの実施に必要な、人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備</li> <li>・環境管理責任者を任命</li> <li>・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知</li> <li>・環境目標・環境活動計画書を承認</li> <li>・代表者による全体の評価と見直しを実施</li> <li>・環境活動レポートの承認</li> </ul>
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境経営システムの構築、実施、管理</li> <li>・環境関連法規等の取りまとめ票を承認</li> <li>・環境目標・環境活動計画書を確認</li> <li>・環境活動の取組結果を代表者へ報告</li> <li>・環境活動レポートの確認</li> </ul>
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理責任者の補佐、EA21 推進委員会の事務局</li> <li>・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施</li> <li>・環境目標、環境活動計画書原案の作成</li> <li>・環境活動の実績集計</li> <li>・環境関連法規等取りまとめ表の作成</li> <li>・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施</li> <li>・環境関連の外部コミュニケーションの窓口</li> <li>・環境活動レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付)</li> <li>・文書及び記録の保管</li> </ul>

担当者	役割・責任・権限
収集運搬業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定された項目の手順書作成及び運用管理</li> <li>・問題点の発見、是正、予防処置の実施</li> </ul>
処分業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態への対応のための手順書作成</li> <li>・外部コミュニケーションを環境活動レポートに記載</li> <li>・教育・訓練の実施、記録の作成</li> <li>・環境活動計画の実施及び達成状況の報告</li> </ul>
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚</li> <li>・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加</li> </ul>

(9) 許可の内容

① 一般廃棄物関係

一般廃棄物処分許可	一般廃棄物収集運搬業許可
許可番号： 鴻巣市 鴻資源許第44号	許可番号： 鴻巣市 鴻資源許第21号
事業区分： 一般廃棄物処分業	事業区分： 一般廃棄物収集運搬業
廃棄物種類： 繊維くず、粗大くず	廃棄物種類： 可燃物、特定廃家電
許可年月日： 平成22年4月1日	許可年月日： 平成22年4月1日
有効期限： 平成24年3月31日	有効期限： 平成24年3月31日

② 古物商 関係

許 可	許可番号	交 付	変 更
埼玉県公安委員会	鴻巣第 637号	昭和63年11月8日	H20.2.20

③業廃棄物関係 一覧表

(凡例：●=許可あり、◎=保管積替えを含む、\* =石綿含有産業廃棄物を含む)

許可主体	種別	許可番号	許可期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ*	紙くず	木くず	繊維くず	動植物残	ゴムくず	金属くず	ガラ陶*	鉱さい	がれき類*	ばいじん	政令13号	感染性
埼玉県	処分業	01120000289	H26. 9. 25		●	●			●	●	●	●	●	●	●						
	特管処分	01170000289	H26. 9. 25			①②															
	収集運搬	01110000289	H27. 3. 6	◎	◎	●			●	●	●	●	●	●	●	◎	●	◎	●		
	特管収運	01151000289	H25. 8. 15			①②															●
さいたま市	収集運搬	10100000289	H27. 3. 6	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	特管収運	10150000289	H25. 8. 15			①②															●
川越市	収集運搬	10300000289	H27. 3. 6	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	特管収運	10350000289	H25. 8. 15			①②															●
群馬県 前橋市	収集運搬	01000000289	H26. 2. 3	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		11400000289																			
群馬県 前橋市	特管収運	01050000289	H25. 6. 10			●															
		11450000289																			
長野県	収集運搬	2009000289	H25. 7. 19						●					●		●	●				
千葉県	収集運搬	1200000289	H23. 2. 19						●					●		●		●			
仙台市	収集運搬	05402000289	H25. 10. 30						●					●	●	●		●			

※ 産業廃棄物 20 品目のうち 動物の糞尿、動物の死体、動物固形物 の 3 種類はこの表に表示していない。(弊社許可無関係)

※ 特別管理産業廃棄物の内、廃油及び感染性産業廃棄物を併せて表示した。

※ 特別管理産業廃棄物の廃油は①揮発油②特定有害廃油である。



(10) 施設等状況

運搬車両

用途	車種	台数	登録
収集運搬	キャブオーバー 4t	2	産業廃棄物
	同 2t	1	特別管理産廃
同上	着脱コンテナ車 8t	1	産廃・一廃
	同 4t	2	
同上	ユニック車 2t	1	産業廃棄物
同上	パッカー車 4t	2	産廃・一廃
荷扱い	フォークリフト	4	
荷扱い	バックホー	2	

中間処理施設 [設置年月日：平成 6 年 12 月 3 日]

[有効期限年月日：平成 26 年 9 月 25 日]

No	施設名	型式・能力	使用方法	廃棄物の種類
1	破砕施設	油圧駆動二軸剪断式破砕機、搬送コンベア	概ね 15cm 以下に破砕し埋立基準に適合させる。	廃プラスチック類、ゴムくず
		60kw 4.15t/日(8時間)	チップ化し再利用価値を高める	木くず(廃パレット及び物品賃貸業に係るものに限る。)
2	圧縮梱包施設	油圧駆動廃棄物梱包プレス機 22Kw 9.60t/日(8時間)	かさ比重を高める。有価物としての価値を高める。	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず
3	熔融施設	電熱線式プラスチック減容熔融機 6.45Kw 0.12t/日(8時間)	かさ比重を高める。有価物としての価値を高める。	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)
4	焼却施設	固定床式焼却炉 4.37t/日(8時間)	焼却しなければならぬものを焼却する	汚泥(有機性のものに限る。)紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ
		0.91m <sup>3</sup> /日(8時間)		廃油、揮発油、特定有害廃油

(11)処理料金

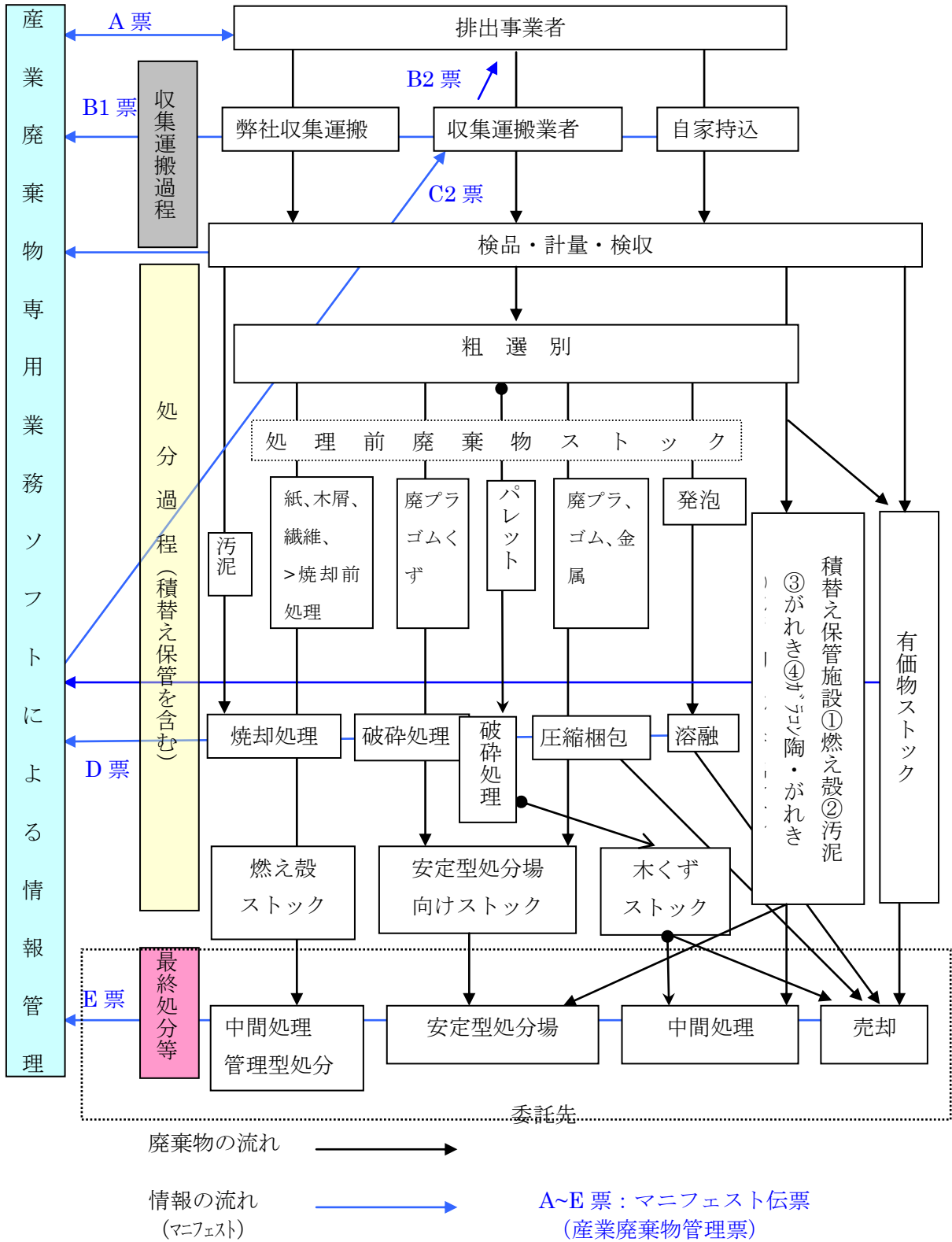
処理料金については、重量、容積、処理の困難度及び収集運搬の所要時間などにより変わりますので、個別見積もりとさせていただきます。

電話でのご相談担当：原たか子

電話：048-548-2469

FAX：048-548-5762

処理フロー図  
(1) 処理工程



3. 環境目標とその実績

項目			年度			
			平成 20 年度 (基準年度)	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
			(実績)	(目標)	(目標)	(目標)
				(実績)		
二酸化炭素 排出量削減 削減率 H21年1% H22年2% H23年2%	二酸化炭素の 排出量削減	(t-CO <sub>2</sub> /年)	169t	167 t 120 t	166 t	166 t
	電力の削減	総量 (kwh/年)	58,892kwh	58,303kwh 57,888kwh	57,714kwh	57,714kwh
	収集運搬車の 燃料削減	総量 (L/年)	38,650L	38,263L 32,150L	37,876L	37,876L
節水 H21年1% H22年2% H23年2%	総排水量の削 減	総量(m <sup>3</sup> / 年)	325 m <sup>3</sup>	322 m <sup>3</sup> 384 m <sup>3</sup>	319 m <sup>3</sup>	319 m <sup>3</sup>
一般廃棄物 の削減	コピー用紙の購 入量の削減	購入量 (枚/年)	—	—	10,000 枚	10,000 枚
産業廃棄物 のリサイク ルの推進	受託廃プラス チック類の再 利用率向上	再利用率 (%)	25.26%	20% 18.27%	20.00%	21.00%
	受託木くずの 再利用率向上	再利用率 (%)	17.03%	20% 18.27%	30.00%	31.00%
	燃え殻の再利 用	燃え殻 R 率 (%)	0.00%	100% 30.55%	100%	100%

この他に次のことに取り組みます。

- ・ グリーン調達推進
- ・ 省エネルギー型設備の導入

#### 4. 本年度の環境目標・活動計画と評価

対象期間(平成 21 年 11 月～平成 22 年 3 月)までの目標とその実績についての計画と評価

取り組み項目	達成状況	評価(結果と今後の方向)	
<b>二酸化炭素排出量の削減</b>	<b>電力の削減</b> ・ 不要な照明の消灯 ・ エアコン設定温度の最適化 (冷房 27℃,暖房 21℃)	目標 : <b>58,303 kwh/年</b> ( <b>4,858kwh/月</b> ) (平成 21 年度実績 : 57,888kwh/年-1% 1 ヶ月; <b>4,824kwh/月 達成!</b> )	省エネ型エアコンに入替え (1 台)
	<b>収集運搬車の燃料削減</b> ・ アイドリングストップの実施 ・ 急発進急制動の防止 ・ 収集運搬経路の最適化を図る	目標 : <b>38,263L/年</b> ( <b>3,188L/月</b> ) (平成 21 年度実績 : 32,150L/年-1%) 1 ヶ月 ; <b>2,679L/月 達成!</b>	平成 27 年度燃費基準達成車の導入 (1 台) を検討 H22.6 末納車予定
<b>節水</b>	<b>総排水量の削減</b> ・ 雨天時の破砕処理	目標 : <b>322m<sup>3</sup>/年</b> ( <b>27 m<sup>3</sup>/月</b> ) (平成 21 年度実績 : 384m <sup>3</sup> /年-1%) 1 ヶ月 ; <b>32 m<sup>3</sup>/月 未達成</b>	受水槽の撤去 市水への直結を検討
<b>一般廃棄物の削減</b>	コピー用紙の購入量の削減	在庫のコピー用紙を使用 (購入量 0)	H22 年 4 月より PC 用紙の購入量を把握する。
<b>廃棄物リサイクルの推進</b>	<b>委託建築廃材のリサイクル率向上</b> ・ 廃プラスチック類の再利用率の向上 ・ 燃え殻の再利用 ・ 受託木くずの再利用率の向上	目標 : 廃プラ : 20% 燃え殻 : 100% 木くず : 20% 実績 : 廃プラ : 18.27% 燃え殻 : 30.55% 木くず : 27.93% <b>燃え殻を除き達成</b>	実績値が H20 年が 27.07%から H21 年度 18.71% となっているがデータの取り方の問題であると思われる。今後は H21 年度の方式に統一していく。
総括 : 一部の項目を除き、概ね目標は達成できた。この結果を踏まえ、2010 年度も引き続き全員で積極的に取り組むこととする。			

## 5. 環境関連法規制等の遵守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

法規名	該当する項目
廃棄物処理法	(産業廃棄物管理票) 第十二条の3 (産業廃棄物処理業) 第十四条 (産業廃棄物処理施設) 第十五条 他 全般
大気汚染防止法	ばいじん測定：0.2g/Nm <sup>3</sup> 、NO <sub>x</sub> 、HCl、SO <sub>x</sub> など
DXNs 対策特別措置法	ダイオキシン (DXNs) 測定 排ガス：10ngTEQ/Nm <sup>3</sup> 燃え殻・ばいじん：3ngTEQ/g
家電リサイクル法	リサイクル券の運用、R 拠点への運搬
建設リサイクル法	分別等を通しての間接支援 (廃掃法規制あり)
食品リサイクル法	堆肥化施設への運搬等を通して側面支援 (廃掃法規制あり)
騒音規制法	焼却炉送風機、エアコンプレッサー
労働安全衛生法	石綿障害予防規則 (作業主任者講習) その他全般
消防法 危険物の規制に関する政令	指定数量以上の危険物の貯蔵
自動車 NO <sub>x</sub> PM 法	窒素酸化物重点地域に該当
埼玉県生活環境条例	環境諸法令に関しての上乗せ規制
鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請等

当社は上記の環境関連法規制に対する違反はありません。

なお、関係当局による違反及び訴訟等の指摘は、過去3年間ありませんでした。

## 6. 社長による見直し結果

弊社は、平成6年9月26日の産業廃棄物処分業許可以来15年間で社会的要請の変化及び度重なる法改正などにより処理工程を少しずつアップデートしてきた。そのため、許可の内容と実際の処理工程の間に乖離が生じていたが、平成21年7月31日の産業廃棄物処分業変更届により解消することができた。

廃棄物リサイクル及び再生資源のリサイクルは外部環境に大きく左右される業種である。リーマンショック後、例えば銅の建値は100万円/tから30万円/tを切るまで暴落した。古紙類はほとんどゴミと化す寸前だった。伝統的な再生資源でもこのような状態であり、プラスチックのマテリアルリサイクルは一時ストップしてしまった。今回の統計結果でリサイクル率が低下しているように見えるのは、経済危機の影響を色濃く反映したためである。

少子高齢化・生産工場の海外移転など産業廃棄物排出量が増大することが考えられない状況の中、処理コストの低減＝リサイクル率の向上は事業継続に関する重大事項であると考えている。また、許可業種であり法令順守は前提条件とあってよい。

今回エコアクション21なるツールを得、新たな視点で“going concern”を捉え直すことができたと考えている。

エコアクション21に基づく環境経営システムは平成21年11月に構築し、運用を始めてから数カ月であったが、当初目標は概ね達成できた。平成22年度は前年度の経験と反省点を踏まえ、環境目標の達成に向けて引き続き環境保全活動を積極的に展開していきたい。